

証券コード 7063
2019年9月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
株式会社エードット
代表取締役社長 伊 達 晃 洋

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月25日（水曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2019年9月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷二丁目2番3号 渋谷東口ビル1階
『TKPガーデンシティ渋谷』 ホールB
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第7期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | ストック・オプション（新株予約権）を発行する件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://a-dot.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年7月1日から  
2019年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調が続きました。その一方で、米中貿易摩擦問題の顕在化等により、中国経済の減速、欧州の政治問題等による景気への影響は避けられず、経済環境は依然として予断を許さない状況が続いております。

このような市況環境のもと、当社グループは国内に1社、海外に1子会社を設立するなど、積極的な事業展開等を行ったことにより、売上総利益率が改善された反面、事業拡大に伴い人件費等が増加し、販売費及び一般管理費が増加しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は2,133,221千円、営業利益は189,721千円、経常利益は167,600千円、親会社株主に帰属する当期純利益は108,982千円となりました。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は58,585千円です。

##### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として50,000千円及び長期借入金として25,000千円の調達を行いました。

また、2018年9月29日に、第三者割当増資により、22,516千円の資金調達を行いました。さらに、当社は2019年3月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、募集による新株の発行により561,660千円の資金調達を行いました。

- ④ 重要な企業再編の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 4 期<br>(2016年 6 月期) | 第 5 期<br>(2017年 6 月期) | 第 6 期<br>(2018年 6 月期) | 第 7 期<br>(当連結会計年度<br>(2019年 6 月期)) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | —                     | 825,671               | 1,451,562             | 2,133,221                          |
| 経 常 利 益(千円)             | —                     | 104,662               | 122,794               | 167,600                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | —                     | 73,629                | 87,034                | 108,982                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | —                     | 44.89                 | 50.06                 | 57.17                              |
| 総 資 産(千円)               | —                     | 434,844               | 616,140               | 1,396,796                          |
| 純 資 産(千円)               | —                     | 197,241               | 294,240               | 1,003,560                          |
| 1株当たり純資産 (円)            | —                     | 114.34                | 168.81                | 426.20                             |

(注) 第5期より連結計算書類を作成しておりますので、第4期の状況は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 4 期<br>(2016年 6 月期) | 第 5 期<br>(2017年 6 月期) | 第 6 期<br>(2018年 6 月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(2019年 6 月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 516,401               | 799,269               | 1,326,111             | 1,803,752                        |
| 経 常 利 益(千円)    | 47,313                | 78,504                | 31,228                | 113,651                          |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 34,612                | 55,306                | 22,086                | 62,537                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 21.78                 | 33.72                 | 12.70                 | 32.80                            |
| 総 資 産(千円)      | 224,215               | 411,654               | 491,044               | 1,236,360                        |
| 純 資 産(千円)      | 67,751                | 178,918               | 211,805               | 859,148                          |
| 1株当たり純資産 (円)   | 41.69                 | 103.72                | 121.51                | 369.76                           |

(注) 2015年12月17日付で普通株式1株につき100株に、2017年12月1日付で普通株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。第4期(2016年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容             |
|---------------|---------|----------|---------------------|
| 株式会社カラス       | 2,000千円 | 100.0%   | クリエイティブサービス         |
| 株式会社噂         | 2,000   | 100.0    | バズサービス              |
| 株式会社エードット・アジア | 7,770   | 100.0    | クロスボーダー・ブランディングサービス |
| 株式会社Spark     | 8,880   | 100.0    | 人材サービス              |
| 株式会社ARUYO     | 9,900   | 100.0    | コンサルティングサービス        |
| 北京伊藤商貿有限公司    | 249万元   | 60.1     | コンサルティング事業          |

- (注) 1. 2018年7月2日に、株式会社ARUYOを設立しました。  
2. 2018年10月18日に、北京伊藤商貿有限公司を設立しました。  
3. 2019年5月31日付で、株式会社アスラボは株式譲渡により連結子会社から除外いたしました。  
4. 2019年7月1日付で、株式会社エードット・アジアは株式会社円卓に商号を変更いたしました。

#### ③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及により生活者の情報接点に変化しており、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどの既存広告出稿が伸び悩みを見せております。情報量が急激に増加し、更に顧客ニーズが多様化している中で、消費者から選ばれる商品・サービスとなるためには、既存広告媒体を中心とした広告手法にとらわれないマーケティング活動を行い、商品やサービスのブランド価値を高めていく必要があります。

当社グループにおきましては、顧客ニーズに合わせて各サービスを複合的に組み合わせた形で提案し、更にワンストップで提供することによって、顧客の商品やサービスのブランディングに寄与しております。

また、事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題を積極的に対処してまいります。

##### ① 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社グループは、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社グループのサービスラインナップの枠を超えた領域にも及んでおり、当社グループが更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社グループが提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社グループのサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

##### ② 営業活動の更なる積極展開

当社グループは、知名度の高い大手企業とも多く取引を行っていることから、1社当たりの売上高の比率がグループ売上高に対して比較的大きくなる傾向があります。そのため、特定の取引先顧客に対する依存が低下し、当社の財政状態及び経営成績が更に安定化するよう、より一層営業活動を強化し、新規顧客の獲得に努めてまいります。

### ③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。新たなサービス領域の開拓のために最適な人材の獲得を図り、また、それぞれの領域において専門的な事業を行う会社を設立してきました。今後においても更に人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社グループの事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

| 事業区分      | 事業内容                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| ブランディング事業 | グループ会社各社と連携し、一般消費者へのイメージアップや認識度・購買意欲の向上を図るためのソリューションを提供いたします。 |

### (6) 主要な営業所及び工場 (2019年6月30日現在)

#### ① 当社

|     |        |
|-----|--------|
| 本 社 | 東京都渋谷区 |
|-----|--------|

#### ② 子会社

|               |        |
|---------------|--------|
| 株式会社カラス       | 東京都渋谷区 |
| 株式会社噂         | 東京都渋谷区 |
| 株式会社エードット・アジア | 東京都渋谷区 |
| 株式会社Spark     | 東京都渋谷区 |
| 株式会社ARUYO     | 東京都渋谷区 |
| 北京伊藤商貿有限公司    | 中国 北京市 |

(注) 株式会社エードット・アジアは2019年7月1日付で社名を株式会社円卓に商号変更しました。

(7) 使用人の状況 (2019年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|----------|-------------|
| ブランディング事業 | 89 (2) 名 | 17名増 (1名増)  |
| 合計        | 89 (2) 名 | 17名増 (1名増)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|------------|--------|--------|
| 60 (1) 名 | 11名増 (-名増) | 29.80歳 | 1.63年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行  | 82,015千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 540千円    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2019年3月29日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。
- ② 当社は、2019年7月1日付をもって、本社を東京都渋谷区松濤一丁目5番3号に移転いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年6月30日現在)

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,900,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,323,500株 |
| ③ 株主数      | 1,013名     |
| ④ 大株主      |            |

| 株主名                       | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 伊達晃洋                      | 1,110,000株 | 47.77% |
| 有限会社 T                    | 300,000    | 12.91  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 279,400    | 12.02  |
| 株式会社ワンセンチュリーカンパニー         | 65,000     | 2.80   |
| エードット社員持株会                | 62,100     | 2.67   |
| 瓜生健太郎                     | 37,500     | 1.61   |
| 株式会社 S B I 証券             | 20,800     | 0.90   |
| 日本証券金融株式会社                | 15,200     | 0.65   |
| 野村証券株式会社                  | 10,900     | 0.47   |
| J P モルガン証券株式会社            | 10,300     | 0.44   |

(注) 自己株式は所有していません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                      | 第 1 回新株予約権                                      | 第 3 回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   |                                      | 2015年12月17日                                     | 2017年 7 月 18日                                    |
| 新株予約権の数                |                   |                                      | 1,800個                                          | 650個                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   |                                      | 普通株式 90,000株<br>(新株予約権1個につき50株)                 | 普通株式 32,500株<br>(新株予約権1個につき50株)                  |
| 新株予約権の払込金額             |                   |                                      | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   |                                      | 新株予約権1個当たり<br>7,000円<br>(1株当たり 140円)<br>(注) 1、2 | 新株予約権1個当たり<br>30,000円<br>(1株当たり 600円)<br>(注) 1、2 |
| 権利行使期間                 |                   |                                      | 2017年12月18日から<br>2025年12月17日まで                  | 2019年 7 月 19日から<br>2027年 7 月 18日まで               |
| 行使の条件                  |                   |                                      | (注) 3                                           | (注) 3                                            |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 取締役<br>(社外取締役を除く)                    | 新株予約権の数 1,800個<br>目的となる株式数 90,000株<br>保有者数 1名   | 新株予約権の数 650個<br>目的となる株式数 32,500株<br>保有者数 2名      |
|                        |                   | 社外取締役                                | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名            | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名             |
|                        | 取締役 (監査等委員)       | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名            |                                                  |

|                             |                   | 第4回新株予約権                              |                                            |
|-----------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                       |                   | 2018年7月19日                            |                                            |
| 新株予約権の数                     |                   | 300個                                  |                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                   | 普通株式 15,000株<br>(新株予約権1個につき50株)       |                                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                   |                                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 新株予約権1個当たり<br>43,330円<br>(1株当たり 866円) |                                            |
| 権利行使期間                      |                   | 2020年7月20日から<br>2028年7月19日まで          |                                            |
| 行使の条件                       |                   | (注) 3                                 |                                            |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 取締役<br>(社外取締役を除く)                     | 新株予約権の数 170個<br>目的となる株式数 8,500株<br>保有者数 1名 |
|                             |                   | 社外取締役                                 | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 5,000株<br>保有者数 1名 |
|                             | 取締役(監査等委員)        |                                       | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 1,500株<br>保有者数 1名  |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

### 3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |             | 第 4 回 新株予約権                        |                        |
|------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------|
| 発行決議日                  |             | 2018年7月19日                         |                        |
| 新株予約権の数                |             | 1,250個                             |                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |             | 普通株式 62,500株<br>(新株予約権1個につき 50株)   |                        |
| 新株予約権の払込金額             |             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                |                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |             | 新株予約権1個当たり 43,330円<br>(1株当たり 866円) |                        |
| 権利行使期間                 |             | 2020年7月20日から<br>2028年7月19日まで       |                        |
| 行使の条件                  |             | (注) 3                              |                        |
| 使用人等への交付状況             | 当社使用人       | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数        | 713個<br>35,650株<br>42名 |
|                        | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数        | 537個<br>26,850株<br>18名 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

### 3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社、当社関係会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
- (2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (3) その他の条件は、取締役の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2019年 6 月30日現在)

| 会社における地位            | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                           |
|---------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長             | 伊 達 晃 洋 | 株式会社カラス 取締役<br>株式会社噂 取締役<br>株式会社エードット・アジア (現株式会社円卓) 取締役<br>北京伊藤商貿有限公司 総経理                                         |
| 取締役副社長              | 仲 亀 敦   | 北京伊藤商貿有限公司 副総経理                                                                                                   |
| 取 締 役               | 牧 野 圭 太 | 株式会社カラス 代表取締役                                                                                                     |
| 取 締 役               | 玉 塚 元 一 | 株式会社デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長CEO<br>株式会社デジタルハーツ 代表取締役社長<br>ヤマハ発動機株式会社 社外取締役<br>ラクスル株式会社 社外取締役<br>トランスコスモス株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 松 崎 文 治 | 北京伊藤商貿有限公司 監事                                                                                                     |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 松 木 大 輔 | 松木法律事務所 所長                                                                                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 阿 部 慎 史 | ブレイクスルーパートナー会計事務所 代表                                                                                              |

- (注) 1. 取締役玉塚元一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員・常勤)松崎文治氏、取締役(監査等委員)松木大輔氏及び取締役(監査等委員)阿部慎史氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)阿部慎史氏は、公認会計士・税理士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ③ 取締役の報酬等

#### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数       | 報 酬 等 の 額    |
|----------------------------|-----------|--------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(1) | 46百万円<br>(3) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3<br>(3)  | 9<br>(9)     |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 7<br>(4)  | 55<br>(13)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月26日開催の第5回定時株主総会において、年額30百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。

### ④ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役玉塚元一氏は、株式会社デジタルハーツホールディングスの代表取締役社長CEO及び株式会社デジタルハーツの代表取締役社長であります。また、ヤマハ発動機株式会社、ラクスル株式会社及びトランスコスモス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。
- 取締役（監査等委員）松崎文治氏は、北京伊藤商貿有限公司の監事であります。同社は当社の子会社であります。
- 取締役（監査等委員）松木大輔氏は、松木法律事務所の所長、地盤ネットホールディングス株式会社の社外監査役、地盤ネット株式会社の監査役及び株式会社グッドコムアセットの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。
- 取締役（監査等委員）阿部慎史氏は、阿部慎史公認会計士事務所（現ブレイクスルーパートナー会計事務所）及び阿部慎史税理士事務所の所長であります。当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況及び発言状況                                                                                                          |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>玉塚元一           | 当事業年度に開催された取締役会21回すべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                         |
| 社外取締役（監査等委員・常勤）<br>松崎文治 | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会では、主に大手企業における組織運営やガバナンス構築等に関する豊富な経験を活かし、必要に応じて発言を行っております。 |
| 社外取締役（監査等委員）<br>松木大輔    | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての経験や高い見識を活かし専門の見地から適宜発言を行っております。             |
| 社外取締役（監査等委員）<br>阿部慎史    | 当事業年度に開催された取締役会21回及び監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門の見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。  |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人A&Aパートナーズ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 14百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
其他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部を管掌する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを

定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程の定めにより、子会社に対する適正な経営管理を行うための報告事項等を定めております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保し、損失の危険に関して十分に管理を行っております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位を持って子会社の取締役の職務執行を直接管理監督が可能な体制を確保することにより、効率的に職務執行を行っております。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、子会社に対しても当社の内部監査規程に基づき、内部監査担当部署により当社同等レベルの監査を行っております。

- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑧ 監査等委員への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告を求めることができるものとしております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。さらに監査等委員から要請があった場合には、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行うものとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、内部通報制度の通報状況を含め重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとしており、監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとしております。

- ⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

- ⑪ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理部人事総務グループを通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、現在は成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

## 連結貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)            |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,168,104</b> | <b>流動負債</b>       | <b>364,402</b>   |
| 現金及び預金          | 793,065          | 買掛金               | 141,847          |
| 受取手形及び売掛金       | 313,243          | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 53,722           |
| 未成業務支出金         | 15,284           | 未払金               | 46,670           |
| 前払費用            | 25,158           | 未払法人税等            | 56,174           |
| 立替金             | 15,299           | 未払消費税等            | 27,409           |
| その他             | 6,052            | その他               | 38,578           |
| <b>固定資産</b>     | <b>228,691</b>   | <b>固定負債</b>       | <b>28,833</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>59,207</b>    | 長期借入金             | 28,833           |
| 建物及び構築物         | 34,421           |                   |                  |
| 工具、器具及び備品       | 4,194            |                   |                  |
| 建設仮勘定           | 22,161           |                   |                  |
| 減価償却累計額         | △1,570           | <b>負債合計</b>       | <b>393,235</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>469</b>       | (純資産の部)           |                  |
| ソフトウェア          | 469              | <b>株主資本</b>       | <b>990,564</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>169,015</b>   | 資本金               | 340,983          |
| 投資有価証券          | 810              | 資本剰余金             | 333,518          |
| 長期貸付金           | 5,000            | 利益剰余金             | 316,063          |
| 長期前払費用          | 28,350           | その他の包括利益累計額       | △281             |
| 繰延税金資産          | 13,381           | 為替換算調整勘定          | △281             |
| 敷金              | 126,473          | <b>非支配株主持分</b>    | <b>13,277</b>    |
| 貸倒引当金           | △5,000           |                   |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,396,796</b> | <b>純資産合計</b>      | <b>1,003,560</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>    | <b>1,396,796</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年7月1日から  
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    |           |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 2,133,221 |
| 売 上 原 価                       |        | 1,161,947 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 971,274   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 781,552   |
| 営 業 利 益                       |        | 189,721   |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 8      |           |
| 消 費 税 等 免 除 益                 | 3,069  |           |
| そ の 他                         | 536    | 3,613     |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 1,195  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 5,000  |           |
| 本 社 移 転 費 用                   | 4,889  |           |
| 上 場 関 連 費 用                   | 13,375 |           |
| そ の 他                         | 1,273  | 25,734    |
| 経 常 利 益                       |        | 167,600   |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 減 損 損 失                       | 3,269  |           |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 損             | 624    | 3,894     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 163,706   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 64,692 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △9,968 | 54,723    |
| 当 期 純 利 益                     |        | 108,982   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | -         |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 108,982   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から)  
(2019年6月30日まで)

(単位：千円)

|                              | 株主資本    |         |         |         | その他の利益額<br>の包括利益額<br>を替換算<br>調整勘定<br>として計<br>入した額 |                                                   | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計     |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|-----------|
|                              | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 株主資本合計  | その他の利益額<br>の包括利益額<br>を替換算<br>調整勘定<br>として計<br>入した額 | その他の利益額<br>の包括利益額<br>を替換算<br>調整勘定<br>として計<br>入した額 |             |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 48,580  | 38,580  | 207,080 | 294,240 | —                                                 | —                                                 | —           | 294,240   |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |         |         |                                                   |                                                   |             |           |
| 新株の発行                        | 292,403 | 292,403 |         | 584,806 |                                                   |                                                   |             | 584,806   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |         | 108,982 | 108,982 |                                                   |                                                   |             | 108,982   |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動     |         | 2,535   |         | 2,535   |                                                   |                                                   |             | 2,535     |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |         |         |         | △281                                              | △281                                              | 13,277      | 12,995    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 292,403 | 294,938 | 108,982 | 696,324 | △281                                              | △281                                              | 13,277      | 709,319   |
| 当連結会計年度末残高                   | 340,983 | 333,518 | 316,063 | 990,564 | △281                                              | △281                                              | 13,277      | 1,003,560 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

6社

主要な連結子会社の名称

株式会社カラス

株式会社噂

株式会社エードット・アジア

株式会社Spark

株式会社ARUYO

北京伊藤商貿有限公司

株式会社エードット・アジアは、2019年7月に株式会社円卓へ社名変更しております。また、株式会社ARUYO及び北京伊藤商貿有限公司は当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。さらに株式会社アスラボについては2019年5月に、株式を売却したため連結の範囲から除いております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算数値を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

未成業務支出金

個別法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～8年   |

## 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

2,323,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

99,000株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金は、ほとんどが1か月以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っています。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額 |
|---------------|------------|-----------|-----|
| ① 現金及び預金      | 793,065    | 793,065   | —   |
| ② 受取手形及び売掛金   | 313,243    | 313,243   | —   |
| ③ 長期貸付金       | 5,000      |           |     |
| 貸倒引当金(※1)     | △5,000     |           |     |
|               | —          | —         | —   |
| 資 産 計         | 1,106,309  | 1,106,309 | —   |
| ① 買 掛 金       | 141,847    | 141,847   | —   |
| ② 未 払 金       | 46,670     | 46,670    | —   |
| ③ 未 払 法 人 税 等 | 56,174     | 56,174    | —   |
| ④ 長期借入金(※2)   | 82,555     | 82,555    | —   |
| 負 債 計         | 327,247    | 327,247   | —   |

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金については1年内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期貸付金

長期貸付金については、貸倒に対する信用リスクを加味して算定した貸倒引当金を計上してあるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、並びに③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 当連結会計年度(千円) |
|-------|-------------|
| 非上場株式 | 810         |
| 敷金    | 126,473     |

投資有価証券は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象に含めておりません。

賃借物件において預託している敷金については、退去による返還までの期間を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(千円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金    | 793,065   | —           | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 313,243   | —           | —            | —    |
| 長期貸付金     | 1,950     | 3,050       | —            | —    |
| 合計        | 1,108,259 | 3,050       | —            | —    |

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 53,722 | 26,768      | 2,065       | —           | —           | —   |
| 合計    | 53,722 | 26,768      | 2,065       | —           | —           | —   |

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 426円20銭  
(2) 1株当たりの当期純利益 57円17銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目               | 金 額              |
|-----------------|------------------|-------------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)            |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>955,886</b>   | <b>流動負債</b>       | <b>348,379</b>   |
| 現金及び預金          | 669,846          | 買掛金               | 159,102          |
| 受取手形            | 6,071            | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 53,722           |
| 売掛金             | 218,407          | 未払金               | 41,143           |
| 未成業務支出金         | 15,284           | 未払費用              | 18,080           |
| 前払費用            | 23,449           | 未払法人税等            | 49,785           |
| 短期貸付金           | 8,000            | 未払消費税等            | 19,318           |
| 立替金             | 11,349           | その他               | 7,227            |
| その他             | 3,476            | <b>固定負債</b>       | <b>28,833</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>280,473</b>   | 長期借入金             | 28,833           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>58,735</b>    | <b>負債合計</b>       | <b>377,212</b>   |
| 建物              | 34,421           | (純資産の部)           |                  |
| 工具、器具及び備品       | 3,689            | <b>株主資本</b>       | <b>859,148</b>   |
| 建設仮勘定           | 22,161           | <b>資本金</b>        | <b>340,983</b>   |
| 減価償却累計額         | △1,538           | <b>資本剰余金</b>      | <b>330,983</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>469</b>       | 資本準備金             | 330,983          |
| ソフトウェア          | 469              | <b>利益剰余金</b>      | <b>187,182</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>221,269</b>   | その他利益剰余金          | 187,182          |
| 関係会社株式          | 55,285           | 繰越利益剰余金           | 187,182          |
| 長期貸付金           | 5,000            | <b>純資産合計</b>      | <b>859,148</b>   |
| 長期前払費用          | 28,350           | <b>負債純資産合計</b>    | <b>1,236,360</b> |
| 繰延税金資産          | 11,994           |                   |                  |
| 敷金              | 125,639          |                   |                  |
| 貸倒引当金           | △5,000           |                   |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,236,360</b> |                   |                  |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2018年7月1日から  
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 1,803,752 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,081,407 |
| 売 上 総 利 益               |        | 722,344   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 627,132   |
| 営 業 利 益                 |        | 95,212    |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 34     |           |
| 業 務 受 託 料               | 39,396 |           |
| そ の 他                   | 11     | 39,441    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 1,087  |           |
| 本 社 移 転 費 用             | 4,889  |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 13,375 |           |
| そ の 他                   | 1,650  | 21,003    |
| 経 常 利 益                 |        | 113,651   |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 減 損 損 失                 | 3,269  |           |
| 関 係 会 社 債 権 放 棄 損       | 9,785  | 13,055    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 100,595   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 46,669 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △8,611 | 38,058    |
| 当 期 純 利 益               |        | 62,537    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から)  
(2019年6月30日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |              |               |              |             | 純資産合計   |
|-----------|---------|-----------|--------------|---------------|--------------|-------------|---------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金     |              | 株主資本<br>合 計 |         |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金      |              |             |         |
|           |         |           |              | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |         |
| 当 期 首 残 高 | 48,580  | 38,580    | 38,580       | 124,645       | 124,645      | 211,805     | 211,805 |
| 当 期 変 動 額 |         |           |              |               |              |             |         |
| 新株の発行     | 292,403 | 292,403   | 292,403      |               |              | 584,806     | 584,806 |
| 当期純利益     |         |           |              | 62,537        | 62,537       | 62,537      | 62,537  |
| 当期変動額合計   | 292,403 | 292,403   | 292,403      | 62,537        | 62,537       | 647,343     | 647,343 |
| 当 期 末 残 高 | 340,983 | 330,983   | 330,983      | 187,182       | 187,182      | 859,148     | 859,148 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

未成業務支出金 個別法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～8年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 10,397千円 |
| 短期金銭債務 | 31,626千円 |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 売上高        | 1,147千円   |
| 仕入高        | 136,613千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 39,428千円  |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産   |          |
| 未払事業税    | 3,983千円  |
| 福利厚生積立金  | 1,987千円  |
| 貸倒引当金    | 1,531千円  |
| 資産除去債務   | 2,697千円  |
| 減損損失     | 1,001千円  |
| その他      | 793千円    |
| 繰延税金資産合計 | 11,994千円 |

### 6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な取引はありません。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 369円76銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 32円80銭  |

### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年8月19日

株式会社エードット

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 加賀美弘明 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 齋藤晃一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エードットの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エードット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年8月19日

株式会社エードット

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 公認会計士 加賀美弘明 ㊤  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 齋藤晃一 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エードットの2018年7月1日から2019年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月20日

株式会社エードット 監査等委員会

常勤監査等委員 松 崎 文 治 ⑩

監 査 等 委 員 松 木 大 輔 ⑩

監 査 等 委 員 阿 部 慎 史 ⑩

(注) 監査等委員松崎文治、松木大輔及び阿部慎史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現状定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) ～ (46)     (条文省略)<br>(新 設)<br><u>      (47)      </u> (条文省略) | （目的）<br>第2条                   (現行どおり)<br>(1) ～ (46)     (現行どおり)<br><u>      (47)      </u> <u>飲食店の経営</u><br><u>      (48)      </u> (現行どおり) |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 伊達 晃 洋<br>(1984年11月7日)   | 2012年7月 当社 設立 代表取締役社長<br>(現任)<br>2016年4月 (株)エードット・マネジメント<br>(現(株)アスラボ) 設立 代表取締役<br>2016年8月 (株)カラス 取締役 (現任)<br>2016年12月 (株)噂 設立 代表取締役<br>(株)UMIU (現(株)円卓) 取締役 (現任)<br>2018年4月 北京伊藤商貿有限公司 総経理<br>(現任) | 1,110,000株     |
| 2     | 仲 亀 敦<br>(1982年8月25日)    | 2015年1月 当社 取締役<br>2016年12月 当社 取締役副社長 (現任)<br>(株)UMIU (現(株)円卓) 設立<br>代表取締役<br>2019年2月 北京伊藤商貿有限公司 副総経<br>理 (現任)                                                                                       | —              |
| 3     | 牧 野 圭 太<br>(1984年11月21日) | 2016年8月 (株)カラス 設立 代表取締役<br>(現任)<br>2017年7月 当社 取締役 (現任)                                                                                                                                              | —              |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | たま つか げん いち<br>玉 塚 元 一<br>(1962年 5月23日)           | 1985年 4月 旭硝子㈱ 入社<br>1998年 7月 日本アイ・ビー・エム㈱入社<br>1998年12月 ㈱ファーストリテイリング 入<br>社<br>2002年11月 同社 代表取締役社長兼COO<br>2005年 9月 ㈱リヴァンプ設立 代表取締役<br>2011年 3月 ㈱ローソン副社長執行役員COO<br>2014年 5月 同社 代表取締役社長<br>2016年 6月 同社 代表取締役会長CEO<br>2017年 3月 ヤマハ発動機㈱ 社外取締役<br>(現任)<br>2017年 6月 ㈱ハーツユナイテッドグループ<br>(現㈱デジタルハーツホールデ<br>ィングス)代表取締役社長 CEO<br>(現任)<br>2017年 9月 当社 社外取締役 (現任)<br>2017年10月 ㈱デジタルハーツ 代表取締役<br>社長 (現任)<br>2017年10月 ラクスル㈱ 社外取締役 (現<br>任)<br>2019年 6月 トランスコスモス㈱ 社外取締<br>役 (現任) | 10,000株           |
| 5         | ※<br>お の がわ つばき<br>小 野 川 翼<br>(1984年 3月24日)       | 2006年 4月 サッポロビール㈱ 入社<br>2016年 1月 ㈱ビズリーチ 入社<br>2017年 1月 当社 入社<br>2018年 3月 当社 執行役員 (現任)<br>2018年 9月 ㈱カラス 取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | —                 |
| 6         | ※<br>たに ぐち しょう た ろう<br>谷 口 翔 太 郎<br>(1987年 1月29日) | 2010年 4月 大和証券㈱ 入社<br>2017年 7月 ラクサス・テクノロジーズ㈱<br>東京支社長<br>2019年 1月 当社 入社 新規事業開発室室<br>長<br>2019年 7月 当社 経営戦略室室長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | —                 |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 玉塚元一氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が選任された場合、引き続き東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
4. 玉塚元一氏は、長年企業経営等に携わってきた豊富な経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 玉塚元一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は玉塚元一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、玉塚元一氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | まつ 松 崎 ぶん じ 治<br>(1950年10月23日)  | 1973年4月 キッコーマン醬油(株)(現キッコーマン(株)) 入社<br>2005年6月 マンズワイン(株) 監査役<br>2006年6月 キッコーマン(株) 執行役員<br>2009年6月 キッコーマン食品(株) 常務執行役員<br>2016年12月 当社 社外監査役<br>2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員・常勤)(現任)<br>2019年2月 北京伊藤商貿有限公司 監事(現任)       | 5,000株         |
| 2     | まつ 松 木 だい すけ 輔<br>(1977年12月23日) | 2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 角家・江木法律事務所 入所<br>2011年6月 地盤ネットホールディングス(株) 社外監査役(現任)<br>2012年4月 松木法律事務所開設 所長(現任)<br>2017年1月 (株)グッドコムアセット 社外取締役(現任)<br>2017年9月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)                                     | 5,000株         |
| 3     | あ 阿 部 しん じ 史<br>(1979年5月21日)    | 2003年10月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>2006年10月 弁護士法人キャスト糸賀(現瓜生・糸賀法律事務所) 入所<br>2007年5月 公認会計士登録 阿部慎史公認会計士事務所(現ブレイクスルーパートナー会計事務所) 開業 代表(現任)<br>2007年7月 税理士登録 阿部慎史税理士事務所開業 代表(現任)<br>2018年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 松崎文治氏につきましては、キッコーマン株式会社の執行役員、マンズワイン株式会社の監査役等を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 松木大輔氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 阿部慎史氏につきましては、公認会計士・税理士・行政書士としての専門知識・経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって松崎文治氏、松木大輔氏がそれぞれ2年、阿部慎史氏が1年6か月となります。
5. 当社は、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏の再任が承認された場合は、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、松崎文治氏、松木大輔氏及び阿部慎史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、承認が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

#### 第4号議案 ストック・オプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の監査等委員ではない取締役の報酬額は、2017年9月26日開催の当社第5回定時株主総会において、報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）、監査等委員である取締役分は年額30百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないご承認頂いております。本株主総会の開催日から1年以内に限り、当該報酬枠と別枠にて、当社の取締役に対し報酬等として20百万円以内において、下記記載のとおり新株予約権を割当てすることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。なお、現在の取締役は3名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であります。本株主総会における第2号議案が原案どおり可決されますと取締役は5名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）となります。

#### 記

1. 有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限

350個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与する新株予約権は100個を本株主総会の開催日から1年以内の日発行する新株予約権の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

### 3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

### 4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない

日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
    - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
    - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
    - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

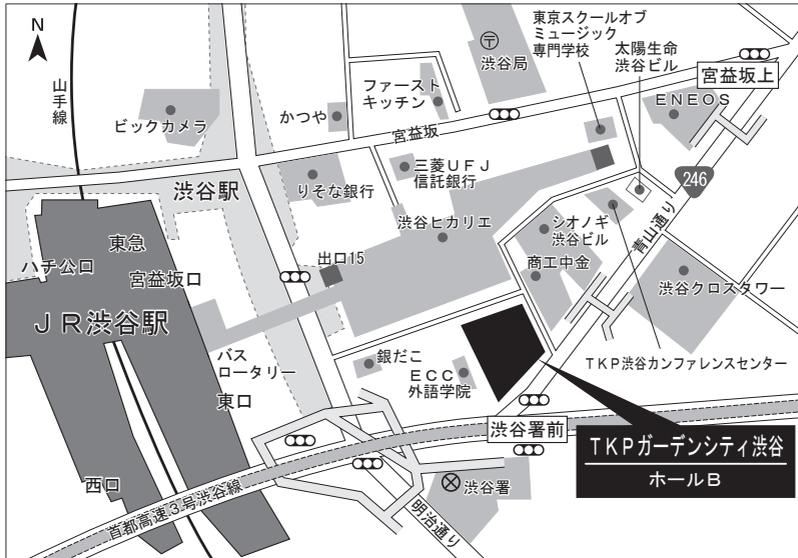
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6. に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8. に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
12. 新株予約権の払込金額  
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル1階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールB  
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ JR 山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
15番出口より徒歩2分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分